

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成31年3月19日
開会時刻	午後2時31分
閉会時刻	午後2時37分
出席委員名	◎北村勝 ○吉井詩子 井村貴志 鈴木豊司
	岡田善行 吉岡勝裕 品川幸久 西山則夫
	中山裕司 議長
欠席委員名	—
署名者	—
担当書記	山口徹
協議案件	地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正（案） について
説明者	総務部長、総務部参事、課税課長
	その他関係参与

協議の経過

北村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正（案）について」の説明の後、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後2時31分

◎北村勝委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正（案）について」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

◎北村勝委員長

総務部長

●可児総務部長

定例会開会中の大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、同協議会を御開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日御説明させていただきます案件は、ただいま委員長仰せの「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正（案）について」でございます。

これは、現在、地方税法等の一部を改正する法律案が国会で審議中でありまして、法案には、その施行が平成31年4月1日、または6月1日から施行となる内容が含まれております。

この法案は3月末ごろ成立見込みとなりますことから、伊勢市市税条例等の一部を改正する必要が生じますが、一部改正案を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただくことを御報告申し上げるものでございます。

何とぞ御了承賜りますようお願いいたします。

なお、内容につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御願いたします。

◎北村勝委員長

課税課長。

●世古口課税課長

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例の一部改正（案）について」をお手元の資料に基づき御説明申し上げます。

まず、資料の改正事項の1でございますけれども、これは個人住民税の住宅ローン控除の適用手続の要件緩和でございます。

この制度は、住宅購入等する際、金融機関から借り入れを行った場合に、その借入残高に応じて、国の所得税から税額控除を受けることができますが、所得税において控除しきれなかった額がある場合、その残額を個人住民税の税額から控除する制度でございます。

その住宅ローン控除の適用を個人住民税から受ける場合、従来であれば、個人住民税の納税通知書が送達されるまでに申告書を提出する必要があったところでございますが、改正後は、納税通知書が送達された後であっても、申告書を提出すれば住宅ローン控除が受けられるようになるものでございます。この改正は、平成31年度の個人住民税から適用されます。

次に、改正事項2の個人住民税のふるさと納税の見直しでございます。

個人住民税のふるさと納税につきましては、自治体に支出した寄附金の額に応じて個人住民税から控除する制度でございます。

近年盛んに報道されておりますように、自治体間競争の過熱による高価なものや金券等、趣旨に反する返礼品により経費がふえ、ひいては地方自治体の財源が実質的に減少することにつながりかねないため、総務省が適切な運用を求めてきたところでございます。

しかしながら、一部自治体が従前どおり不適当な返礼品を継続していたため、平成31年度税制改正におきまして、総務大臣の指定のない自治体に寄附を行っても、ふるさと納税の対象とならない改正が行われる予定でございます。

総務大臣の指定を受けるためには、寄附金の募集を適正に実施することや返礼品の割合を3割以内とし、かつ、地場産品とする必要がございます。この改正は、平成31年6月1日以降に支出された寄附金に適用されます。

また、このほか条項移動の整備等、所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上が伊勢市市税条例の一部改正（案）の概要で、専決処分をさせていただく予定のものでございます。

よろしく願いをいたします。

◎北村勝委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎北村勝委員長

御発言もないようですので、本件については、この程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時37分